

承認工場制度に係る配合飼料の原料品の見直し

平成28年11月24日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

承認工場制度に係る配合飼料の原料品の見直し

1. 現行制度の概要

関税定率法第13条に規定する承認工場制度は、牛、豚等に使用される配合飼料、単体飼料又は落花生油（以下「配合飼料等」という。）の製造に使用するために輸入される原料品（とうもろこし、グレーンソルガム、ライ麦、糖みつ、落花生等）で、その原料品の輸入の許可の日から1年以内に、税関長の承認を受けた製造工場（承認工場）で製造が終了するものについて、関税を軽減し又は免除する制度である。

配合飼料の製造に使用される原料品に対する関税の免除は、低廉な配合飼料を畜産農家等に供給し、我が国の畜産業等を振興するために設けられたものである。

この配合飼料については、その製造に使用される、関税の免除を受けた原料品（以下「免税原料品」という。）の飼料以外の用途への使用を防止するため、関税定率法施行規則の別表（以下「規則別表」という。）（参考）で定める配合割合を備えること等が条件とされている（関税定率法施行令第6条）。

また、配合飼料等の製造を行うに際しては、税関長が免税原料品による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除き、免税原料品に同種の他の原料品（国産品及び課税済みの輸入原料品。以下「同種の国産品等」という。）を混じて使用してはならないとされている（関税定率法第13条第4項）。

（参考）規則別表

配合飼料	配 合 割 合
一 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉（魚荒かすを含む。以下この表において同じ。）、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二%以上であること。
	色素（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第二第百六十二号又は第百六十三号に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の〇・〇〇一二%以上であること。
	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の（一）の表に掲げる飼料添加物を含むこと。
二 糖みつの含有量が全重量の二	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品（砂糖及び糖みつを除く。）、オート、

〇%以上のもの (第一号に該当するものを除く。)	ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末又は麦ぬかの含有量の合計が全重量の五%以上であること。
三 砂糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの (前二号に該当するものを除く。)	色素の含有量が全重量の〇・〇〇一二%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の〇・一%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の〇・一%以上であること。
四 その他のもの	<p>こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品以外の原料品の含有量の合計が全重量の一%以上であること。</p> <p>フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二%以上であること。</p> <p>こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品の含有量の合計の五〇%以上であること。</p>

(注1) 牛用飼料については、BSE対策のため、飼料安全法により動物性たん白原料の使用が大幅に制限されている。

2. 改正要望の内容

国内の畜産業において、飼料費は、畜産物の生産費の大きな割合を占めている。特に輸入とうもろこし等を原料とする配合飼料については、その原料費が生産費の約7割を占めており、国内の畜産業の維持や発展のためには、飼料の価格を低減することで生産費の低減を図り、競争力を強化することが重要である。

このような中、生産者団体からの生産資材価格の引下げに係る提案(注2)を踏まえ、農林水産省は、平成29年度関税改正要望として、配合飼料の原料費の低減を図るため、承認工場において製造される配合飼料の原料品について、次の事項を要望している。

- (1) 規則別表第四号において配合飼料の全重量の2%以上配合することとされているたん白原料に、大豆油かす等の植物性たん白原料を追加
- (2) 免税原料品と同種の国産品等との混用使用の承認要件を緩和し、規則別表第二号及び第四号において配合飼料に一定の割合以上配合することとされている免税原料品等に、免税原料品と同種の国産品等を追加

(注2) 規制改革推進会議等において、生産資材価格形成の仕組みの見直しについて議論が進められている中、生産者団体から多くの提案がされており、その提案の一つとして、上記①及び②の提案がされている。

3. 検討

(1) 配合飼料に配合するたん白原料への植物性たん白原料の追加

現行制度において、免税原料品を使用して製造される配合飼料のうち、規則別表第四号の配合飼料については、免税原料品の飼料以外への流用を防止する観点から、配合割合の条件の一つとして、魚粉等の動物性たん白原料を全重量の2%以上含有することとしている。

全重量の2%以上含有することとされる原料に、現在定められている動物性たん白原料に比べて安価な植物性たん白原料(注3)を追加することは、牛用飼料を含めた配合飼料の価格低減に資することから、低廉な配合飼料を畜産農家等に供給し我が国の畜産業等の振興を目的とする承認工場制度の趣旨にも適合するものと考えられる。

これらを踏まえると、規則別表第四号の配合割合欄に定めるたん白原料に、植物性たん白原料を追加することが適当と考えられる。

(注3) 大豆油かす、やし油かす、菜種油かす、綿実油かす、大豆皮、豆腐かす及びアルファルファミール

(2) 配合飼料に配合する免税原料品等への同種の国産品等の追加

免税原料品と同種の国産品等との混用使用については、免税原料品による配合飼料等の製造の確認(使用数量等の確認)を適切に行う観点から、特にやむを得ない理由がある場合のほか、原則として承認しないものとしている。

他方、帳簿、関係書類及び在庫等の検査により、①承認工場に入れた免税原料品の数量等、②使用した免税原料品又はこれに混用使用した同種の国産品等の数量等、③免税原料品を使用して製造された配合飼料等及びその副産物の数量等、④承認工場から出した免税原料品、配合飼料等又は副産物の数量等の確認を行うことが可能であることを踏まえると、当該確認が可能な範囲で混用使用の承認をしたとしても、配合飼料等の製造の確認に特段の支障は生じないものと考えられる。

また、近年、外国産とうもろこし等の輸入価格が大きく変動していることを踏まえると、配合飼料の原料費の低減に資するよう国産とうもろこし等の混用使用を可能とすることは、承認工場制度の趣旨に適合するものと考えられる。

これらを踏まえ、免税原料品及び配合飼料等の数量等の確認が可能な範囲で、混用使用の承認を行うこととし、配合飼料の配合割合における免税原料品等の含有量の算定においては、混用使用する同種の国産品等の含有量も含むものとするのが適当と考えられる。

4. 改正の方向性

規則別表第四号の配合割合欄に定めるフェザーミール等に、植物性たん白原料（大豆油かす等の7品目）を追加することが適当ではないか。

また、配合飼料等の製造の確認が可能な範囲で免税原料品と同種の国産品等との混用使用の承認を行うこととし、規則別表第二号及び第四号の配合割合欄に定める免税原料品等の含有量に、同種の国産品等の含有量を含むものとするのが適当ではないか。